

曾氏約定法

卷十二

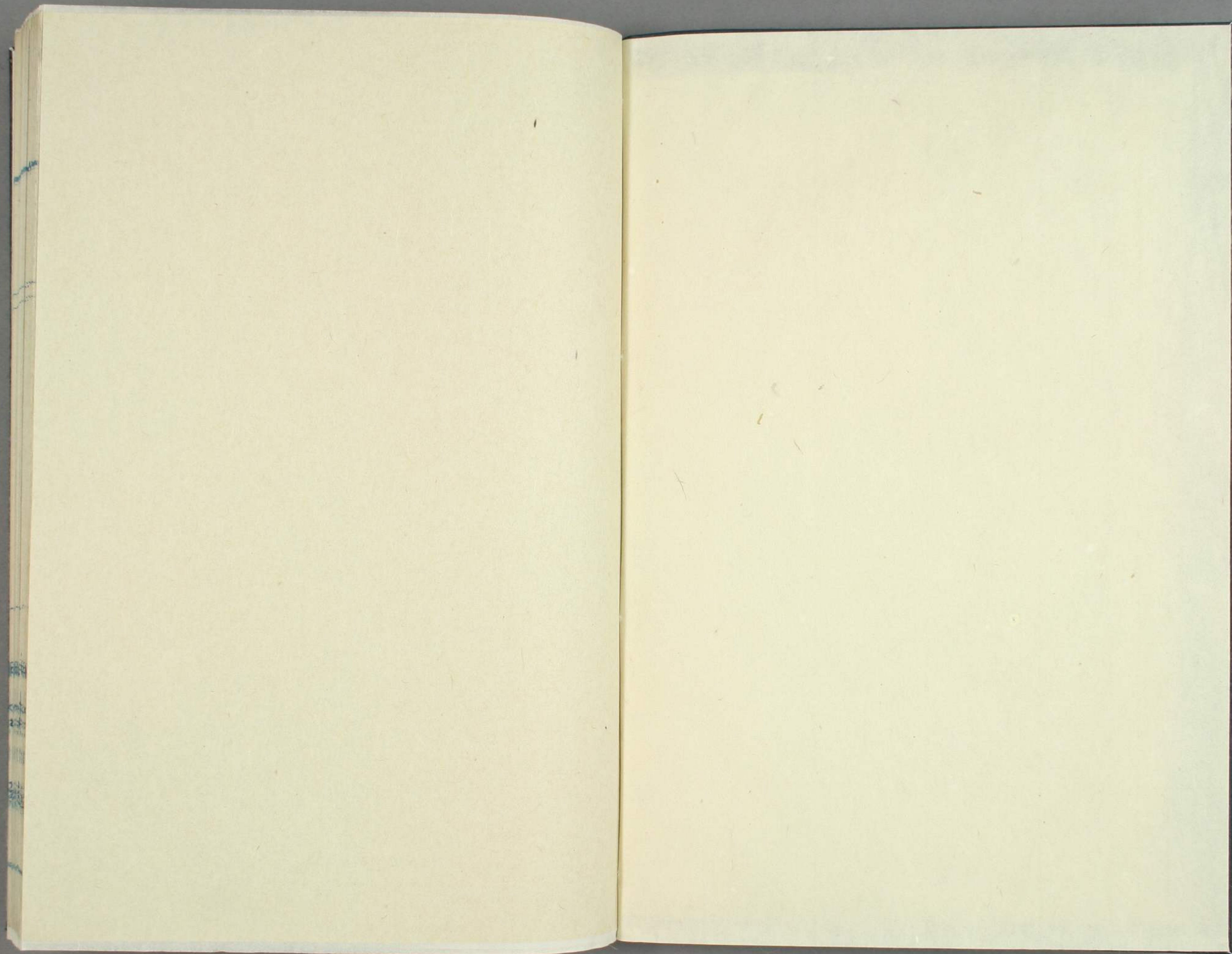
洋学文庫

文庫 8

C 158

4





啁氏約定瀉卷之拾貳 原稿

秋水主題

節地約律第二篇 卷之四

民法の法典之註文

目録

①品物賣買の約定は自「アラウド」の議院

法の事

第一章

右法律中ハ約定の事

第二章

品物賣買の正約を定むべき右法律中

申
卷一

の箇條の事

第三章

賣買の約定の書記偏格の事

第四章

同偏格の事

節地約律第二篇 卷之四 目錄畢

神代卷四 節地約律第二編 卷之四

① 西物賣買の約定は付「欺罔律」の議院法

の事

史此通例の法律は於てる品物賣買は付「然れ共第二世
約法以てあるを正約とす」然れ共第二世
「チヤレルス」の議院法第二十九卷第
三篇十七章は於て「品物賣買の約定は付其價値
十磅以上は買人先第一其賣られし

品物の一部分を^{取替}取^テ取^定り或^レ全^クこれと^{取替}取^定る
べき^レ第^ニある^ニ其^ノ商^ノ約^ヲを^全ふ^セん^ル為^ス其^ノ證^ト
據^トなる^レべき^ニ物^ヲを^其の^レ又^レ其^ノ代^ノ料^ノの^一
部^ヲを^渡出^スる^ニ第^三ある^ニ双方^ヨリ^テ其^ノ商^ノ約^ヲに^付
拍^合を^違く^スべき^ニ本人^又ハ^其代^ノ人^トなる^レべき^者
よ^リ其^ノ證^ノ書^ヲ以^テ認^定す^ル印^ヲを^出す^ルに^付右^ノ三^ノ條^ノ
は^レあ^ルに^モ非^ズる^ニ其^ノ約^ノ定^正約^トなる^レ難^キ事^ト
不^定め^らる^ル事^トなる^レ

欺罔律、約定
の如、倫

第一章 ^{此卷中此法律とこれありを則ち}
此法書中^{欺罔律、約定}に^レある^ニ約^ノ定^ノ種^ノ類^ヲを^論じ^ル事^ト尤^ニ
の如^ク

右前條の法則を品物賣買の約定のみ限るなり故に
元金會社或は鑛山會社或は鐵道會社^{株金}を前賣買の約
定或は外國元金會社^{株金}を前賣買の約定を其事物悉く右
法書中^{欺罔律、約定}に於ては品物の賣買と^レなる^ニを以て其約定は
書記^等に於て要せざる事と定められたり

注
△名九斗八升
△合九斗餘ふ
当し

故小幸兵衛勝藏兩人の公事コトホルトモリカストン氏に於て船長勝藏カストンを
 る者甲地に積載物を積運期日の時期日に於て
 越後乙地まで廻漕致し同所甲地に於て之を引渡し
 而して箱館丙地に於て石炭を積み込み江戸甲地に持帰
 リ壹引込「中」トロシ甲地に付北九引込「リ」グ乙地の拂便を
 以訴訟人幸兵衛に相渡さしき約定ハ右法律中
 小されなきを以て書記さるるを要せざる事小裁
 許せられあり是此約定を船長勝藏カストン氏ももて素

より石炭を賣るしきとの約定甲地に於て唯
 此を箱館丙地に於て積み込み江戸甲地に持帰イしき
 との約定甲地に於て且若し勝藏カストン氏も此を同所甲地に於て東
 得る事能イしき時ハ則ち右約定相違の虞を以
 て起イる事イありしき趣イふ言イを此
 小され以てなり
 又是物の賣買イに付其事柄の後來イに残るしき約
 定と又其場イに於て相濟イさしき約定との間イに一時

其區別をなされ多し是右法律中のみを唯其場小
 て相濟むべき約定のこまれあり故なり然れ
 共此區別久しく廢却せられ多し又十磅以上の
 品物賣買の全約定及び賣買外の事実或取行ふ
 ふ付ての全約定ハ右の法律中のみこれあるなり
 又現今もて競賣する品物の賣買も右法律中
 りこれある事あり而して此法律も於てハ公
 市もて品物賣買の約定を為しを得るなり

又若し賣却せる品物も付これを賣却する時其
 物未十分相調をなと雖も双方相對兼知の
 上もて其賣買を取極むるときは此法律も相通
 當せる事あり(物未十分相調)磨くハ麦粉賣買約定の公事
 不於てこれに賣買の時未だ磨碎して粉未とな
 する物物の約定も於る如し然れども此法律
 為賣買取極めの時未だ相調をなする物もて尚其
 場もこれなり其一部分を相渡はしと相叶はし

る物或後日出体の上にて相渡さるべきもの約定
するに於ては適當なるものとす。磨くもの船車等を造
らんとする約定も亦る如し。

然れども、第四世「ケヨ」の法書第九卷第十四
篇第七章に申す、英國及び阿爾蒙の古法律を
品物賣買の内後若し其物の損害にあればある時は
これを償ふべき未來の約定も亦て相通り也。
又前條の法例を此の如き約定は相通りたる

工業の約定の由

此と必要なき事を講究してのち遂に前條の
法例を仮令其約定の時品物後日不相渡さるべき
用意等の有無を拘らん代料十磅以上の品物賣
買の約定は悉く相通り也。及て其の約定せらるる
然れども、器械及び仕事は白ての約定則ち其の
價を以て書籍若干卷紙若干請合て亦未だ
しきもの約定を右法例の内は亦れある事也。

又代料十磅以上の者より其賣買取極めのとき
必其代料此高より多き欲未だ相定らざるとき
雖も如此き約定此法律中よりある事と見
たり而して賣人其品物を買合ふ外後此買其雜費
拂ふ内其高極買極より其取極
めたる定價高直より相成るといふこと
係する事となす

第二章

賣買取極
神名倫

二

右法律中の箇條より品物賣買の正約を何を以
て為此可き欲られを論じると危う如し

正約は取結ふる其賣買の取究めを此双方
の本人欲又ハ全権を附與せられざる其代人
由て必其證書に署名なするを得也

又右の法律より其賣買取究め證書を認事ハ必
此公事の前者を為さざるを得也

又此證書中約定を取結ふ双方の本人又其代

姓名を記し
倍ノ由

人の姓名これなく或ハ其旨趣片指ニテ双方同意の上

りて認めたる者多あらされハ十分の正約タラサレ

ニ使セリ但一其書中より代料を拂ふべき時期これ

なる事書を仮令双方より取極めの定價其書中

よりこれあり等とれり有致ノ者トカス矢張其約定正證の者

取らふこと

約定簡条の主意悉く一書中より認め事取敢て

緊要とせる事なり是同一の主意は關係せり書

昔より煙ヲ一由
空よりスル也

向もこれある時を其各通を集むるを以て十分

と一或ハ其約定を取極めて後只其本主意のみ

より限らぬ其約定は關係して値を拂ふべき者

申し認書記せられある書面これありを以て十

分とせらるるを以てなり

故に王太郎吉吉二人の公事より於て賣人王太郎

より巴此の姓名以摺り記しある勘定紙は其注

文或度たる時其品物或後日買人吉吉少相渡は

△（）と相認あり勘定書ハ何事ハれありと右
姓名を指し記
したる勘定
帝ハ相認の
今ハ（）
及

和名川馬

△（）と相認あり勘定書ハ何事ハれありと右
法律ヲ於テ十分の證書と相成（）きや否の事
ハ由（）き此法律ヲ從テ公事（）の処置を度人と出さる
り其注文の事ハ何れハ自筆署名（）其後差出せる
書翰（）を右勘定書と共に出さる（）しき事ヲ裁決せ
られ多し

又荒藏并藏兩人の公事ヲ於テ賣人より買人の
通中（）ハ自筆を以テ書記署名せる品物の注文ハ

十分の約定となしハ賣人より買人の名當
りて其代人の渡せる書面と買人より賣人に其
注文通り致され度趣或違ひする書面とを取揃
へて全約トナスのキ（）事ハ裁許せられ多し

又麦粉の買人より賣人ハ由（）テ既ハ相渡されし
る品柄ハ何れ其約定の趣を巨細相認めて其物ハ
何れ不滿の廉を申送り多し此時賣人の書翰或違
て賣人ハ於テハ其約定通りの品或既ハ相渡

申

猶其餘多此相渡トしき用意中ト少出れあり且若
 一月の末ふまりて其渡トたる麦粉の價代此
 拂トりてふふ於てハトこれを公事トとせし趣ト此
 認めト込ト及トひあり然るト此事公事トとせし多
 るト此事ハ裁官ト於て賣人トよりトの書中ト認め
 くる約定トハ買人の書中ト認めある旨趣トと同様
 なるれありを以て右兩道トを則ち此法ト律ト於て
 十分の正證トなる事ト裁許トせられあり

又相手買人公市の競賣ト於て一家屋の證文トを買取
 り而トて後訴訟人賣主トの仲商ト其鎖トを渡トしこれ
 度且買人の仲商其家トの附属品トの直股書向トを所
 望致ト度旨を書面トにて申送りあり故トは双方の仲
 商互トに相會トし其直股を相定めんとせし直股ト定
 せしを以て之を鑑定家トに相托トし其直股を定め
 たり依て右鑑定家其直股を定め調印トし
 其書向を相返トしあり其後買人より書面を以て賣

人方（鑑定）其附屬品を持運（運搬）する事相違ひ且書
 面を以て賣人方翌日買人存留して鑑定家の定めたる
 通り其附屬品の勘定を相拂ふべき旨を申送り多し相
 買人方より送り多し前後の兩通の買人自ら署名し其
 下れを書記せり但し調印せざる者ハ其前書一通
 のしあり此より於て附屬物の書向其直股書及び
 双方の同意を取合せて此法律に叶ふべき十分
 の證書と取らざる事馬小裁許せられあり

然れ共若し兩通の内最初の書面十分なり又
 ハ其約定姓名を記さざる者ハ其後ハ許
 認人其相手より其後の書面中ハ賣買注文の模
 様（印）あり雖共其約定の趣意確定あり
 時ハ許認人其書面を以て自其約定の趣意を言
 ひ通し事能ひ多しあり
 故ハ幸兵衛陽藏兩人の公事ハ於て爰ハ品物買
 買の取極ハ十分の證書と取り難き者あり

則ち隔藏書面紙以て品物の注文を存し、雖共
 其品物約定の時相渡されざる故、其品物を取
 難き趣を申送りあり然る此公事、於て其書
 面のしめてハ正證と取り難く且訴訟人幸兵衛
 より其品物を相渡さくき時期を取極めざるも
 の口證印以て言ひ通し事能くする趣、裁許せ
 られたる而して利長郎法太郎兩人の公事、於
 て相手法太郎品物賣買の約定、不向其品物勘定

書の凌取を相渡したれども、其時品物相渡され
 ざりし時、同様の裁許を凌けたる、又隔藏危
 門兩人の公事、於て賣人の書中、認めある箇
 條の通り買人の書中、其模様これなく、其事實
 曖昧たるを以て、其符合なき、不履より、此法律
 にお於てハ十分の證書と取難き趣、裁許せられ
 たり

伯定は委任ヲ以テキ
本人必ス署名スルコト
論

品物を買取多ク事を取極むる時ハ及令其約
定面ハ其約束の趣意巨細出れりとも當人自
己の模様より其約定を正約と取るなり
又約定を議院の法書第十七章ハ從て其約定
小反テ拘り合ふべき者ハ其謄書ハ署名せし
者もあらされ行われ難し然但し其公事の
相手賣人ともせよ又買人ともせよ何れも
其約定ハ署名せるを以て十分とれ而テ訴訟

人これハ署名なきハ故ハ其相手よりこれハ
相對 其贖價を出さしむる事と能はざるを元
より當然の事とせり故ハ約定を其一方より言
通はしと能はしと以て一方よりこれを言
張多しとを得る者ありとも此則ち此法律ハ於
て此の如き約定を其證據の庸及ハ其約定
の模様を以テ裁許するなり
事能たざる方よりこれを言ひ張多しと確證

申

取置りしるるの落度とす^ハ此を以てなり

十分書古ハ何れも
ルノ冊

又板して賣人の名を記せる勘定紙ハ賣人少
買人の名を書記する時ハ此法律に於て賣人
を其約定不拘合たりしき十分の證書とす
なり而して若^{其人}其書に始り
私阿部屋某又
其書に始り認めるときは及令^{其人}當人書中
其名を認むべき所^指署名なきと雖とも如

之故以て十分の正證書とす^{其化ニ付ル}

考へらるるなり是れ畢竟其記さるる所正
しく姓名を認め置りしるる當人其約定を十分
取行ふ事を欲せしむるの意少られあはしき故又
ハ約定不拘合なり意少て認めたる^義此
ありし^{出ル}故裁官が當り難を懸念し生じし故以て如
此く一定せるなり

又證書中ハ其約定を取結ふべき者^{中人}の由紙以て

申込一紙

當人（署名者）の名を記したるを當人（署名者）仮令證人の譯中
 認めたる趣を辨解出るとしつゝ十分の正證
 ありしれあまらふ一時を定められたり然共此
 証遂不行それさうと見たり
 又書記ある能らざる者符徴を以て其姓名を記
 出さるる其符徴約をさる者ありされハ十分
 の正證と出たり
 然れども姓名ありなき約定書係於其假令其之

在認めし時相向の所證ふより當人（署名者）を讀問ふ相
 尋其趣を讀兼知致し相尋者其趣を辨解出たり
 以下正約約あり能らふ而して又姓名これ
 なき書面を此法行ふ於て正證と違ふことな
 し故にあらず母より其子を送りたる書中の文言
 小我り愛見其以ふ言を以て始ゆ而して汝の
 慈母のみ認めて其文を終り更ふ其母の姓名
 を記さず不時を仮令其子の寓所姓名巨細これ

あるといふこと十分の書面とあることあり

仲高署名在る

又^東國に於て商業を多分仲高を以て取行をる

とあり^{手取}此仲高と名づく者他人の為不

品物を買或を賣拂ふこと^{を以て}已れり職業と

有先者ありて磨くをこれを使用^代此者あり

の如き者あり但一此者^他人のため品物を買或

又をこれを賣り而して他の一人とこれを買賣

あるの約定を取結ふ時此法律に於てハ則ち

双方の番頭^{代人}考へらるる有り故に双方買賣の

書向ふ署名して其約定^双の拘合^代の權を備へ

又若し仲高の^{簿冊}十書中^{簿冊}自かり署名せる賣買の

書留これあると知れ假令別^代其賣買の書向ふ

れありと雖も此法律に適用さ^代約定の正證

と^代而して又其正約定を假令仲高の書^{簿冊}

中^代署名せる書留これあり^代仲高別

小署名せし書付を認めしこれを双方の相渡
ときも則ち十分の正證あり然れども仲
商の書中小其約定の趣を極行して模写せし者
る此法律に適ふべき十分の正證とあるべき也
否未だ決定せざる所とせり

壹連上致
セサレハ

又一人の仲商双方の間に入りて事故周旋し
て其賣買の書付を双方に相渡す時其兩通
互不相符合せし者ありされを必正約定し

これなりとん故に訴訟人平藏比多堡産の晒麻
を賣らんる為め一仲商を用ひ而してこれを其
相手傳兵衛より買取らんとの約定あり
と安仲商設て傳兵衛よりカレインの麻を賣渡
しき書付を相渡し多り然るも其書付もてハ
元より賣人平藏の思ふ品とる相違し多し矣
張平藏も此多堡の晒麻賣拂の書付を相渡
ありし付裁廳に於て此平事も於てハ元より双

あり

方の間小麻賣買の約定アラスカ州ニ由ルニ下れなき事ハラスカ州ニ由ルニ裁許せり
 然れども若し同一の仲商双方の間小入らばし
 て其賣買の両通互小符合なきときは裁官
 より双方何れの書内を以て其取引を為さんと
 せ決定ニ由リテ欲を尋ぬるを以て定例とん
 又若し仲商ニ由リ詐証人平藏小渡ハラスカ州ニ由ルニ買取書内と賣拂書
 内を其相手傳兵衛小相渡ハラスカ州ニ由ルニある賣買の書内と
 相違の処これあり則ち傳兵衛の書内中のみを賣

買共其書内の終小七月朔日小利息付ハラスカ州ニ由ルニ金子
 を相拂ふべき事小認めありハラスカ州ニ由ルニ平藏の方の
 書中のみを其買取書内の終小のみ其時日を記
 しありハラスカ州ニ由ルニ元来賣渡書内と同紙小認めあり
 以て矢張賣渡書内の終りハラスカ州ニ由ルニ同様其時日され
 あり事小裁許せられたり故小此の如き双方の
 書内を互小元より相符合せる約定と相成る
 事小決定せり

申込一線

仲商、買手、賣手、
署名、印

又若し買取書向と賣拂書向と相符合せしむ
仲商双方の存意不從てこれを己此の書中の書
き留め而して仲商これに署名あるとき其書
此法律に適用しき正證と相成しき其時の模
様不從と雖も近來に於ては英國「ウイ
ン」の裁官多分を矢張り正證となす事
不同意せり

競賣人署印

又競賣人を賣人並に高買する買人の番頭

て及令其買人自ら本人の番頭なりと雖も更
に關係これに故に買人又其買人番頭の
名に競賣人自ら記し、若し則ち此法律に於て
其約定不適合あり、但し競賣人の
其買人を以て約定不適合あり、其買人
落ちたる品物を記すのこなるに尚も其買人
なりたる者の名に右品物の下記し置くを以
て緊要の事とせざるなり

申
書
一
條

又競賣人其簿中^冊に買人の名を記^登し其賣買
取引の次第を書き加へ置くされたる十分の者。
ナ^{ナヤルナ}難

此法は十七の節

又此法律は通ふべき番頭^{代人}を其署名せる^代原を以
て相手買人傳兵衛を其約定の拘合のしめんと
するも其賣買の相手^{何れか一方の本}はこれなく全く双方は
關係を以て別人ふあらざるを得ず故に競賣人自
から買人の^{本先平}権を以て其買取すべき品物の下は

買人の名或記し而して競賣人の名を以て其法
事を起しと記る如此き書中の留め置きを以て
此法律は通ふべき十分の者^{何れか一方の本}は難き趣は裁
許せられたり然れども競賣人の番頭を十分買
人の為し署名し其権を授け其目前^{即ち買人の}に於て買
人の姓名を記し其時を別ち双方の間に入りたる
別人とならざる^ナ而して爰に高價^甲採^乙藏なる者旅
客^乙辨^乙藏を以て清藏^丙の品物を賣らしめたり然る

申
一
條

小辨藏品物を清藏丙小賣買の時則ち清藏丙の目前
 小於て書中其の意を任せ小清藏の名と辨藏の名を以て認め
 たる約定の書留めを為し置きたり備て此公事
 小於て其書付を以て此法律小適ふべき十分
 の證書と取り難き事小裁許せられたり是れ此
 公事の模様小あてをえより清藏より辨藏小
 對し本人小藏小代りて其取引を為さくさ権を
 與く多々の確證更小られぬを以てなり

代人権小手記
 并小

然れども競賣人又其本人のため小品物を賣
 小す代人番頭の類を必以本人代人より書物小てこれ
 小賣拂ふべき権を得るを以て敢て緊要の事と
 此る事なり
 又此法律中の公事雖も約定書小署名ある番頭
 小署名ある時必其権を附與せらるる事を要
 せざるなり唯其約定の本人番頭代人の取信後ひく事趣
 小吟味して後小事を確後

定法多致以て十分と云ふなり

然れども仲商を明^{アト}白^カありせよ又明^{アト}白^カありせよ

ありせよ何れも其本人の同意これなきと云

為其權を專^{アト}断^カする所と能^{アト}を^カするなり故^{アト}に^カ業^{アト}藏^カ

一仲商を用ひて品物を賣らんと^{アト}の事^カありて買人

辨^{アト}藏^カを右仲商の手代^{アト}に^カ其^{アト}價^カを取極むべき旨を

委任してこれを買取^{アト}る事^カに^カ定^{アト}ま^カるなり故^{アト}に^カ右

手代を則ち其^{アト}双方^カ賣買の者を一^{アト}に^カ連^{アト}れ^カ来^カり

た^{アト}る^カを^カ以^{アト}て^カ双方^カありて右手代の居らざる内^{アト}に^カ其

約定を取り極め而して委細其約定の様を右

の手代不相話して約定書を認めさせ多^{アト}く^カ因^{アト}て

手代を則ちこれを主^{アト}人^カ仲商の書中に書き留め

たれどもこれ^{アト}に^カ名^{アト}を^カ記^{アト}さ^カるなり其後其模様を

主人仲商に通^{アト}たり^カ是^{アト}に^カ於^{アト}て^カ仲商を己れの蓋

頭^{アト}に^カ命^{アト}じて^カ其^{アト}約定^カを認めさせて自らこれに署

名^{アト}に^カ而^{アト}して^カ此^{アト}賣渡^カに^カ書^{アト}付^カ紙^{アト}業^{アト}藏^カに^カ相^{アト}渡^カたり

申^{アト}察^カ一^{アト}條

申^{アト}察^カ一^{アト}條

然るに辨藏の方らに其買取書付を送^{付セ又借リ}らるるに
此^物以て此^物事^事少^少於て此^物法律^{法律}不^不適^適ふ^ふき^き双
方より十分委^委任^任されたる番頭^{番頭}の署名せる證
書^書一^一とこれなき事^事不^不裁^裁許^許せられたる

第三章

議院^{議院}法律^{法律}の通則^{通則}ありて其^其賣^賣買^買の取極^{取極}めを為^為先^先
き^き双方^{双方}の約^約定^定る必^必以^以書^書記^記し^して^て事^事不^不これ^{これ}あ
る^ると雖^とも^も右^右法律^{法律}中^中第^第十七^{十七}章^章あり^{あり}て^て品^品物^物一^一部^部分^分

引上^{引上}と^と後^後借^借見^見三
時^時に^に記^記す^す後^後に^に要^要す^す事^事也^也
ト^トノ^ノ也^也

の請^請取^取り^り渡^渡し^しを^を以^以て^て則^則ち^ち書^書記^記せ^せる^る約^約定^定同^同様^様の^の
證^證拠^拠と^と相^相成^成る^る事^事これ^{これ}あり^{あり}也^也

先^先の^の第^第一^一分^分を^を若^若し^し買^買入^入其^其賣^賣渡^渡され^れる^る品^品物^物の^の
内^内一^一部^部分^分を^を受^受け^け取^取り^り磨^磨く^くる^る賣^賣入^入より^{より}其^其賣^賣渡^渡し^し
つ^つき^き品^品物^物の^の持^持主^主を^を移^移さん^んる^る為^為し^し其^其證^證拠^拠と^として^{して}
其^其一^一部^部分^分を^を相^相渡^渡し^し買^買入^入これ^{これ}を^を繼^繼ぐ^ぐ持^持領^領せ^せる^る事^事と^と
さ^さる^る則^則ち^ち右^右賣^賣買^買取^取極^極付^付別^別の^の書^書記^記せ^せる^る證^證書^書と^と
此^此を^を以^以て^て左^左の^の請^請取^取り^り渡^渡し^しを^を以^以て^て十^十分^分の

申^申察^察一^一條^條

證物と云はなり

此法中
引渡

又此法律も通ふとき十分の引き渡しに賣人
より買人の共たる書中も積問屋會社或は其
品物を托し置く者も買人の其品物を相渡さ
しき趣を以て認めありと知る則ち此法律も通
ふとき十分の引渡しと裁許あるなり然れども
如此き時よ於ては其買人其引渡し書向を取
りしと勿論兼て其品物を托され居たる者あり

神志川具

其書を吟味致し而して賣人其品物を買人の
為に預り置くべき旨取極む或は以て緊要
と云ふあり是れ此の如き取極めこれなき内を
其預人を則ち賣人の番頭の如き者ありて其品
物を買人の手へ渡す事更ふられなきを以てな
り

後ラサレラ以テナリ

然れども龍動積問屋の書中も口約を以て賣
渡せる酒の引き渡しを若し買人の兼知の上

申入

七取行する事あるに於て其品物引渡相
 濟み多しと同様の事を取らざる。見たり又
 爰ふ一々如ふある枯草を賣買出さる約定を取
 結ひ而して其後其買人再び其一部を他人に賣
 渡さる事取極め難なり。其一部を引渡さる事其後
 又買人の其後を侵取し及令賣人の真意を全く
 其一部を賣拂ふ約束ありしに於て其望ふ相反
 出。以て之を則是を裁官ふ於て又買人の其後を

残ら其賣人より取戻り買人の證據は其相成る事
 然るに其後
 又若し爰ふ賣買の約定ふ向其品物既ふ買人の
 手ふこれあり而して買人の所行全く以前と相

違ひ其品物を全く賣拂ふ事又一部賣拂ふ事
 買人の十分隨意ふ取扱はる事其相成る
 とき其品物實ふ買人の手ふ移りて此法律の
 裁許を凌ぐ事賣買の取引とせらる事

仁五郎福藏兩人の小事に於て福藏口約を以て
買物を注文せしふより仁五郎方より車を以て
其品を福藏に相送り多き福藏これを凌取ら
し其住居せり地面の近所なる他人の藏に
入れ置り見たり而して福藏方より其後別
この品を送り返して致さし亦これを凌取ら
し趣も改りて挨拶不及いしけり然るも此事
公事となりけり其時の裁官頭取ハスト氏此

福藏口約

事件に於て此法律に叶ふべき賣買の凌取
渡り更ふされなき趣に裁判せり
又某氏の賣買に於て其品を外國表に買取る
べき約定をなせし賣人方にてハ左の品を買
人の産物に送り渡せり以て賣買の凌取渡
り此に相濟むべき事ハ心得多し此事公事
ありて右船に積み送り多き事ありて未だ此法
律に叶ふべき十分の引渡り相成らざる趣に

申入

裁許せられあり

備て此法律（空）に於て為されを凌取（領取）り慥（明）に凌取（取）る

と云く言葉を以て正文（カス）と云く雖（カス）と諸公

事（カス）に於て此言葉の事（カス）に付常（カス）に其全備不全備等

の議論絶（カス）つとを以て其後凌取の文言（カス）にあり

る時を則ち此法律（カス）に叶ふべき慥（カス）なる凌取の意

を全（カス）に多（カス）る事（カス）に定（カス）せり

然れども其事件の模様（カス）に確然明白（カス）なる廉（カス）され

なり時を裁官（カス）に於て右法律（カス）に叶ふべき凌取渡

されあり趣（カス）に裁許（カス）ある事難（カス）かる

故（カス）に仲兵衛勝藏（カス）二人の公事（カス）に於て材木屋仲兵衛

大に勝藏の注文（カス）に於て仲兵衛より蒸氣車を以て

材木を差送り（カス）且其後兩三日を経て右の直股勘

定書を送りたり然るに勝藏（カス）に材木到着の時唯

蒸氣車の番頭（カス）に其材木を凌取（カス）る旨發趣（カス）を申す

れども其後數週（カス）の間其勘定書を返さずけり

申す一系

又買人磨へハ号服類の如き物を大口の中より
小分けしてこれを撰み取り其束縛を解き其寸
尺を計りてこれハ符号を附け勘定ハ書内を添
て我方ハ相送らるゝと申せる事あり未だ
右法律ハ叶ふべき十分の凌取と云ふゝうら
然れ共又傳兵衛平藏の收所より羊を撰み取り
口よりこれを買ふべき趣を相約し其後平藏

傳兵衛の沙汰ハ申へ其羊を傳兵衛の地所ハ相
送りそれより傳兵衛これを其園ハ引き入れ其
數を數へて満足の旨を申述ハある事ハ此法律
ハ叶ふべき凌取りの證據アリ然るハ其翌日傳
兵衛其羊を見て買整へ多羊とハ相違されハ
る趣を以て代料を減省致され度旨書面にて平
藏方に掛合ひハ平藏これを兼引せしめて此
事遂ハ公事となり多れと其羊既ハ慥なる凌

取渡し相濟みくまを以てこれを變化さす事
能ハさす趣ハ裁許せられ多ク

又某氏の半事切込不於て賣人酒賣を賣る事を以て不
て相約して其酒樽を龍動府の水揚場ハ差置き
買人の頼頼みあり且買人の辛合目不其樽ハ買
人名頭頭の文字を記せり然れども此樽ハ右の符
号を附ある時其代料を拂ふべき時限限ハ定め
られしして約定未十分ならし依て此符号を

附けある事ハ此法律ハ取りて十分の凌取と勘
ふる事を得さすし而して諸般の半事切込不於て
品物ハ買人の名号を附くる事ハ右の品物買人
ハ引渡されたる證證憑憑ハあるの外此法律ハ於
て買人の凌取と名号を付得さるなり

又買人代料百四十四磅ポンドの品物を注文致し而して
買人唯其内の一小分を取り去り余分ハ右買
人の頼頼み不申て賣人方ハ差置き多ク半事切込不於

申入る事

て右余分の品は向て買人の凌取されな
き趣は裁許せられあり

又平藏傳兵衛の注文小より其注文品を平藏所
持の舟小積み入れて傳兵衛屋敷の辺所小住居
せる平藏の番頭の藏小相廻（甲曹）置きある事を此
法律不取りて未買人の凌取と相成らざる趣は
裁許せられあり

又競賣して其の品物買人年吉小落ち而して其

品年吉の年小渡さし多ふ敷分時間を遠きて
年吉再び其品を相返せざるを以て此事公事と為
り多ふ此處小て賣人買人の間小十分の引
渡し凌取り相濟みと欲末と相濟まざる欲裁
官小於てこれを決兼たり如何とされ元
来商道小於て買人物を買ふるをこれ小年金
を差入と倉（ヤ）又其品物を動かしん前小其代
料の残金を拂ふ（きん）然れ右年金等なる

申入係

猥に其品物を引渡さしき理なきを以てなり

我等此書の作既に説明せし如く一大箇の賣

品其内一部分を引渡して全分の持主相移不有り

る事裁許せらるる公事間々出れあると雖も

も然れ共出れを一際ある心得つららば及令箇

様の公事と雖もこれを此法律の箇條に相照

らして十分の適當せらるる時を其品物の持主相

移らざる旨常々注意出れあるべき事なり

賣人供物より
引渡す權あり

爰に此法律の旨十分の凌取渡りたる款

なき款を吟味出さるる數多の公事不於て賣人

其品物を引留めて代料を催促出さるる權ある款

なき款を以て出れと決出るるを得るなり而して

此權賣人の方不存在ある内を買人未だ其品物

を凌取り得たるの理なき事分明なり

故に飯村須藤兩氏の公事不於て飯村氏に借馬

屋して馬商なり不須藤氏に其の價を以て馬

を賣り其代料を催促せりそれより浪藤右の直
股を減省致され度趣を申入れこれ共飯村これ
を兼知せり〜は遂に浪藤より申送りある
所を然らば其馬を我り物なり併只今拙者方小
ハ別當と厥とされ故何とぞ我り為小其馬
を貴殿の厩に預り置り〜と云ひける小依
て飯村其馬を他の厩に移してこれを預り置り
〜然る小其後此事公事となりたる小此馬の

賣買の於てハ此法律小叶なき十分の引渡
相濟み其品の所持既小変移一且飯村方小其
馬を預り時小代料の訖判小れなく〜既小こ
れを預りたれハ其安を引留めて代料を催促せ
るの權を捨てあるなり猶又其後飯村右の馬を
持居り〜と飯村其馬の主人小亦其他の借
馬屋小て人の馬を預り置り多ると同様の事
と裁判せられ〜又嘉太郎東一兩人の公事

申入一系

八東一嘉太郎（字 嘉太郎）馬を買ふべき旨口よりして相
約し、（其馬）毎れ共代料の拂方ハ其期限を定めし而
てそれより二十日の間東一の拘合なく嘉太郎
方不預り置くべき事を約せり然るも東一の兼
知して嘉太郎其馬の毛焼を致し右廿日の期限
を過ぎある處にて右の馬を嘉太郎所持のふと
して牧所不送り置きとて其後此馬は白き半事
となり多ふされハ前段飯村源藤両氏の公事

と違ひて未其馬の皮取渡しされなき趣ハ裁判
せられあり如何となれハ其馬の持主の名目ハ
始より終るまで嘉太郎にて未嘗て変化せ
先故不飯村氏の賣出と違ひて東一其代金を持
冬の上ふ赤されハ嘉太郎不對して其馬の引渡
を要せざるを得ざるを以てなり然れども若し其
馬東市の差當りて東一所持の名目にて牧所
不遣りせざるならハ別段の裁判を渡けあるなる

申上り系

又傳兵衛羊主助兩人の公事羊主助傳兵衛より
 現金にて馬を買ふ事を相約し且又其馬引取の
 日限を約せしむ右日限の頃羊主助其馬を乗
 且右の馬并當の仕心等を指圖せり而して羊主
 助傳兵衛に向ひ其内ふ代金を相拂ひ此馬を引
 取るときの間何とそ今暫時の處貴殿方へ差置
 うれたと相頼み々々傳兵衛これを承知せ

り然るも羊主助未これを引取らざる内ふ其馬
 死ありこれに依て此事公事となりあるふ此
 馬の於てハ未だ十分の度取られなきを以て羊
 主助其代料を拂ふ及たざる趣を裁判せられ
 あり如何とされハ現金の賣買を代料の拂と馬
 の引渡と同時に取り行ひ物あり以て
 羊主助其代料を拂ひたる内未だ其馬を持立
 と相成らざる故に其物を引渡けて其主人あり

の所行をなすを得ざる故以てなり

又傳藏其の直段より平藏より羊毛を買ひて其

毛を平藏所持の一藏内へ移せり然れども其代

料を拂ひぬ内を其藏より他所へ動う此事相成

らざる趣不取極めありそれより傳兵衛方の手

を以て其毛を荷作り致し多れ共傳兵衛末ここ

れを動うさる亦其代料をも拂ひ其後此事公

事となり多るふ右の羊毛を代料拂濟すてこれ

を動かは事相成らざるこの約定ありを以て平
藏其品を引留むるを得ると雖共此法律ふ叶ふ
べき十分の凌取渡り既尔相濟みある趣ふ裁
判せられあり

一説不賣人其品物を動う此事を禁ずるの權は
れある内を決して賣買の凌取渡りありきこの
理なりと云へり然れ共此説を此法律の箇條の
義理を末十分不辭せざるの論あり

運夫三引

我等既も説明せし如く此法律に於てハ買人
其品物を遣りし渡取多き事を要せり而して
此故も及令其品物買人の指届より其の運送
人を以て買人方に送らる事ハ買人の遣り
渡しを相成るしと雖もハ運送人のされ
を渡取り多るハ此法律に叶はざり買人の渡取
りを相成らざるなり

買人名指

又買人より海路より品物を差送るしき法文あり

りて積み送るしき船の名指別殿されなき時ハ
賣人より唯其品物を一船に積み入れ其船長
より右品を買人と相届け申出さしき旨荷積の手
形に相記して右船長の姓名を署出さしと雖も
されしき未だ其品の渡取渡し相成らざる
なり

又龍動府の商人越後屋の得意も同府近郷の尾
品屋と云ふ者ありて越後屋。其方、賣品

申上

神上

を送るまはこれを龍動の積戸屋某と相托し右
 積戸屋より早便船にて廣布屋へ送り届く事を
 以て常例とせり而てある時越後屋尾布屋より
 口上りて品物の注文を渡り多き由り又其
 品物を右積戸屋に托し積戸屋を旧例の如く尾
 布屋に相送るべき旨を兼知りて慥らふこれを
 渡取り多し然るに其後此品は白き公事となり
 多き其品右の仕方より決して未だ尾布屋

の渡取り相成らざる趣は裁断せられ多し又傳
 兵衛平藏より某の品物を買ふ事を相約し七火
 口の内より某品を取分け且傳兵衛積戸屋某の
 名ありて書面を認め平藏より右の品物を渡
 取りて船積致さるべき旨を書記してこれを平藏
 ありて多し故に平藏則ち其品を右の積戸屋に
 相送り多し斯て此品傳兵衛方に到着の處より
 傳兵衛これを改め最初對談の品と相違ふれあ

買入品物ヲ放棄
ノ権利ヲ有スルニ
受取人
為ス

と趣きて其品を凌（買入）げたり（拒）たりこれに依て平藏
より此事を訴訟（定）し及ひ今も此始末（定）を於てハ
此法律（定）の叶ふべき買入の凌取未（定）なれなき事
を裁判せられ多し
右同様の理（定）りて其氏（定）の公事（定）も於て買入品物（定）の
分量又も其種類（定）の白き不兼知（定）を申述（定）するの権
あれある内（定）に此法律（定）の叶ふべき買入の凌取相
濟（定）なき趣（定）を裁判せられし

故に謙藏半吉兩人の公事（定）も半吉口上りて謙藏
より海綿（定）を買ふ事を相約（定）せり由て謙藏これ
を半吉方（定）に差送り多れハ半吉其海綿を返却（定）致
し且書面を以て其品不兼知の趣を申越（定）せり依
て謙藏これを訴訟（定）致しけるは其品ハ未（定）に半吉
の凌取り多し物（定）なれなき旨裁判せられ多し
又越前屋（定）なる者口上りて備前屋（定）の番頭（定）と秤十
二俵（定）但此俵をハセル（定）なりハセルを
我り計二合（定）あるを買ふ事を取

申上り

極め大中の内より右の俵敷を取分けて越前屋
其の某物品の賣人ノキニテ
 より其引取人を遣つて先づて備前屋に差置らる
備前屋ノキニテ
 一と相約せり依て番頭右拾貳俵を取分けて俵
俵ノキニテ
 の寸尺を改めてこれを類り置きあり然るは其
 後此事公事となり一は賣人の番頭右俵の寸尺
賣人ノキニテ
 を改めたる事にてハ買人其品のお量又種類を
買人ノキニテ
 付て不兼知を申出の権を差留むる事能はし
申出ノキニテ
 て此願未は於てハ未は此法律に叶ふべき買人

の取取られなき事ハ裁判せられあり

又隅藏猿松兩人の公事も前段同様の規則を以
隅藏ノキニテ
 て裁許せられあり依此公事ハ材木屋隅藏其持
材木屋ノキニテ
 地所ハ植向ある樹木を長一尺ハ向某の値を以
向某ノキニテ
 て猿松ハ賣る事を以らりて相約せり而して又
猿松ノキニテ
 猿松右樹木の根株を仲兵衛ハ賣る事ハ裁判致
仲兵衛ノキニテ
 し且其指標ハ家作の入用を致しと云り
家作ノキニテ
 其後隅藏より猿松方ハ書面を以て其材木の代

料を催促致しあれハ此時猿松の返書ニある程
批者貴殿より造りし材木を買ひ多し然れども
批者無瑕の良材を買ふ事を相約せり然るに
今其材木を尤撮りしと申送りありされ
る依て此事公事となり多し此外に於ては買
人其品物の善悪を付不兼知を申す事を得ざる
の理更ふされなきを以て此法律を叶ふべき品
物真正の度取未し相濟まざる趣を裁判せられ

神代文

あり

然れども近來の公事み於て
廳にて及令買人未し其品物約定通り相違なき
否を改め共此法律を叶ふべき度取ある
事とされありし趣を決定せり但し此度取と
ハ口上の度取を云ふなり尤元來是を書面を致
しし事にて然らされハ其約定を今く取行ひ
ある正證といならざるものなり

申すべし

而して此説を「カンマシ」の裁廳にて東書捨
 藏の公事を裁断せる説よりて確定せられぬ
 事ありし。此公事より於て其品賣人の取極め多
 る約定の文書通り相違されぬべき歟否を決定せ
 ざる前と雖も此法律より叶ひて買人其品の持
 主とあるべき凌取られぬ事あり裁断せられぬ
 事あり。又品物の見本を渡出する様あり若し爰に賣買

賣品見本
 引渡す

の約定あり然るに其見本を唯商品の見本と
 て買人の渡りある事ハ此法律より於てこれを右
 約定品引渡しの證據と取らざるべし然れども
 若し其見本を其買品の内の一分として相渡す
 時ハ其品全部の引渡りと同様にして其約定を
 虚無とならざる能はざるなり
 又若し爰に品物賣買の約定を取結ひて仮令其
 品物半を既に直ちと賣渡しし様出来され

あり半ハ未^レ出^ル未^レ出^ルれなくして其注文後^ニこ
れを取造ると雖^モ其^元兩方^ノ全^ク一^ノの約定中^ニ未^レ
此ある時ハ其一分を相渡^ル事ハ此法律^ニ取^テ
全^ク約定の品物を引渡^セる事^ト同様^ニある之
又爰^ニ賣人ハ其品物を賣^リて買人^ニ出^レれを
買^リて但^シ買人^ノ某^ノ事件^ノ成敗^ヲ由^テハ其
買品を返却^ス致^スと^シて^モ旨^ニ前後^共全^ク一^ノの約定
中^ニ出^レれある時^ニも前段^ノ同様^ノ規則^ヲ以^テ之

を裁^決出^スる^事」然^レ共競賣^ル於^テ種々^ノの品物
別々^ニ一人^ノの手^ニ落^ル時^ハ其一品^ノの取^得を以
て他の數品^ヲを^ト取^リ多^クなる事^ヲ相成^ラる^事也
如何^トなれハ法律^ニ於^テ競賣^ノ品^ハ一物^ト也
又一約定^ニある事^ヲ要^スる^故也
又各種^ノの價^ヲを以^テ其品物^ヲを數度^ニ相渡^スる^事
約定^ニ向^テ書面^ノの證據^ヲ出^レる^事を以^テ其引渡^シ
未^レ相濟^マさ^ルる^{殘品}の爲^ニ右^ノ約定^ニ無^効と

属スルト魚也

神七条川縣

有る共其既ニ相違なく受取渡シニ相成リ有る
品物田後スルの分を正商の賣物として其代料を取ル事
を得るなり

製造品物受取

又車類の如き物を製造出スルノ約定ヲ於テ傳兵
衛付先これを車屋平藏付先ニ注文致シ而シテ傳兵衛ヨ
リ其車付先の製造ヲ付平藏付先ノ手傳付先として別ニ職人
を雇ヒテ出レバ其雇料を拂フ事ハ傳兵衛付先ノ取
リテ其注文品を受取有る事ヲ相成ラセらる

聖人千金方集卷四

リ是如何と云レハ其車ハ此時未ダ出未ダ及バ
セラズ故ニ傳兵衛付先未ダこれを受取有る事ノ理を
ス致以てなり

又此法律ヲ於テ其品物賣渡シニ相成リ其受取
相濟付先と云レバ再ハ其賣買を翻シセラズ事ハ
あり

第四章

若シ賣買ノ約定ニ付爰ニ書記付先セラズ證書又其

申入一系

品物の取取りこれなきとき買人を以て其約定日拘合りめんとするも必其品物の付^キ證物を差し入る^ル歟又其代料の一部を拂^スふとこれ^{ありし事}然らざる^{付の物}は是^別此法律は通ふべき正證と定むるなり

扱右ニ付證物を入れて其手附とす或ハ其代料の一部を相拂ふて手附となす事ハ此法律に於てハ實ニ其物を何れと相渡し置らざれば

十分と相成らざる事なり故ニ若し買人其品物の手金銭入れて賣買の約定を結ばん^ル為め所謂英國の北方にて行はる^ル刑り渡しと稱する者の如く買人より其手金を拂ふ^ル積り^テ其金の角銭以て賣人の手の上^ニ納^ル如く引^キ去りて矢張り其金を再び自分の囊中に戻^シ納むる^{カキ}之^{カキ}以て此法律は通ふべき賣買約定の正證と取らる^ル能^ハ也

又若一爰は訴訟人平藏兼て相手傳兵衛より若
 干の借金買付これあり一處其金未だ全く返濟相成
 らざる内は傳兵衛十磅以上の品物を賣さる
 由申付ハ通例其品物の手金を傳兵衛より平藏
 へ差し入るべき筈の處曾て平藏より相拂さ
 ず借金これあるを以て則ちこれを傳兵衛より
 の手金と申さるべき相方の見込もこれありが
 元より正金を以て其手金を相渡したる事あり

これなく又互は右の請取書を取替たりたる誤
 りもこれ有るを以て此平事は於てハ此法律は
 通ふべき證物を差し入れある處以て其賣買
 の約定は拘合たりむる事相成らざる事ハ裁許
 せられたり然れども若一爰は賣買取極めの約
 定をなして後互は其借金を以て品物代料
 の内よりさし引き其手金と相成さるべき旨双方
 納得の上より互は其後取書を取り替りて而

て明白に其取引を定むるときは及令ひ其
正金の引渡これなりと雖も則ち此法律も通
うつき手金の拂と同様相成り多き事裁許
せらるるなり

為替代金
拂らるる

又口約を以て賣渡されし品物代料の拂
て為替手形或る金子拂手形を相渡其時
形通らざる事は相成り多し則ち其代料の拂
と相成りしきを以て此法律も通らざる事
なり

取次物
は
其
代
料
を
以
て
其
賣
買
の
取
極
め
堅
く
相
定
り

取らるるなり

又品物賣買を以て其證物相渡されし後賣
入元より其買人の過失これあるもあらざれば
再びこれを他人に賣渡其事成りざる事故
に手金を相渡其時則ち其品物の持主変更
事此れなりを以て其賣買の取極め堅く相定り
其買人より代料の金高を相拂ふは其品物を
引き取りしき催促をなす事を得るなり

引取らるる権利あり

若也的也法卷之抗式了

節地約律第~~二~~篇卷之四畢

